

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和3年3月4日	昭和タクシー合資会社(法人 番号3330003000408) 代表 者角谷安宣	日吉営業所	輸送施設の使用停止 (50日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年9月16日、監査実施。7件の違反が認められた。 (1)乗務時間等の基準の遵守違反(旅客自動車運送事業 運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病、疲 労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(3)点 呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗 務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(5)乗務員 台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(6) 特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第 38条第2項)、(7)特定運転者に対する適性診断受診義務 違反(運輸規則第38条第2項)	5点	5点	5点	5点
	熊本県熊本市野田2-5-6	熊本県熊本市南区近見1-4- 11							
令和3年3月17日	双葉タクシー有限会社(法人 番号 1330002009195) 代表者石崎公士	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車)、文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和2年9月10日、監査実施。9件の違反が認められた。 (1)苦情処理の記録の記載事項不備違反(旅客自動車運 送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第3条第2項)、(2)乗 務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、 (3)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条)、(4)点呼の記 録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の 記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(6)乗務員台帳の 記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(7)特定運 転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2 項)、(8)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運 輸規則第38条第2項)、(9)運行管理者の補助者の要件違 反(運輸規則第47条の9第3項)	6点	6点	6点	6点
	熊本県熊本市小峯4-4-60	熊本県熊本市小峯4-4-60							

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和3年3月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況 (累積違反点数)			
						事業者	九州運輸 局内	運輸支局 内	当該違反 点数
令和3年3月23日	株式会社市丸タクシー(法人 番号5340002019347) 代表 者市丸啓子	西之表営業所	輸送施設の使用停止 (120日車)、文書警告、 文書勧告	道路運送法(以下 「法」)第16条第1項、 法第27条第3項	令和2年12月16日、監査実施。16件の違反が認められた。(1)事業計画(配置車両数)に定める業務の確保違反(道路運送法第16条第1項)、(2)損害賠償責任保険(共済)締結義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「安全規則」)第19条の2)、(3)乗務時間等の基準の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)疾病、疲労等のおそれのある乗務(運輸規則第21条第5項)、(5)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(6)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)、(7)新任運転者に対する指導監督違反(運輸規則第36条第2項)、(8)乗務員台帳の記載事項義務違反(運輸規則第37条第1項)、(9)運転者に対する指導監督違反(運輸規則第38条第1項)、(10)運転者に対する指導監督の記録保存違反(運輸規則第38条第1項)、(11)特定運転者に対する特別な指導監督違反(運輸規則第38条第2項)、(12)特定運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(13)地理・応接の指導監督の記録、保存義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第40条第3項)、(14)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2)、(15)指導主任者の届出義務違反(運輸規則第68条第1項第3号)、(16)指導主任者の転任(退任)届出義務違反(運輸規則第68条第1項第4号)	12点	12点	12点	12点
	鹿児島県熊毛郡中種子町野 間5297-40	鹿児島県西之表市東町 7059-9							
令和3年3月31日	別府大分合同タクシー株式会 社(法人番号 4320001006506) 代表者白 川憲一	大分営業所	文書警告	道路運送法第27条 第3項	令和3年3月26日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)乗務員台帳の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第37条第1項)、(2)運行管理規程の制定義務違反(運輸規則第48条の2)、(3)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条)	0点	0点	0点	0点
	大分県別府市大字鶴見字野 地3682-1	大分県大分市大字羽田字堀 川1049-1							